

3. 特定健康診査・特定保健指導実施計画

(1) これまでの取り組みと評価

①評価の考え方

アウトカム指標（検査値の改善等）の評価にあたっては、以下の定義に従い、A～Cの3段階に区分します。

- A: 目標を達成している。
- B: 目標には届かなかったが改善が見られる。
- C: 改善が見られない。

アウトプット指標（事業の実施量等）の評価にあたっては、以下の定義に従い、A～Cの3段階に区分します。

- A: 実施目標を達成している。
- B: 実施目標には届かなかったが実施した。
- C: 実施しなかった。

なお、アウトプット指標は目標達成しているにも関わらず、アウトカム指標に改善が見られない場合は、事業量の不足や事業とアウトカムとの関連が弱いこと等が考えられるため、事業量の増加や事業内容の見直しを検討します。

②特定健康診査

アウトカム	当初 (平成 26 年)	目標 (平成 29 年)	直近 (平成 28 年)	評価
健診受診率	35.0%	60%	37.6%	B

アウトプット	当初 (平成 26 年)	目標 (平成 29 年)	直近 (平成 28 年)	評価
未受診者健診の受診勧奨通知を出した通数	1,372 通	1,300 通	1,306 通	A
未受診者健診の受診者数	66 人	70 人	65 人	B

特定健診受診率は、目標には達しないものの徐々に向上しています。未受診者へは、全員に勧奨通知を出し受診を促しています。未受診者通知数が少なくなっているのは、被保険者数が減っているからです。

③特定保健指導

アウトカム	当初 (平成 26 年)	目標 (平成 29 年)	直近 (平成 28 年)	評価
特定保健指導実施率	28.6%	60%	23.6%	B

アウトプット	当初 (平成 26 年)	目標 (平成 29 年)	直近 (平成 28 年)	評価
簡易面接の実施数	107 人	98 人	102 人	B
利用券送付数	108 通	86 通	102 通	A

特定健診の当日に以下の条件の方に、保健師が簡易面接を行い、メタボリックシンドロームや特定保健指導等について説明を行っています。

- a 腹囲測定（男性 85 cm 女性 90 cm以上）又は BMI25 以上の方
 - b 服薬なし（高血圧 脂質異常 糖尿病の治療薬）
- a b の条件を満たす方

健診結果により特定保健指導に該当し、利用券が送付された場合でも、一度面接を行っていることで参加しやすい関係づくりにつながると考えました。

また、簡易面接により、特定保健指導を利用しない（できない）理由を把握しています。

特定保健指導未利用の理由

	平成 28 年度	平成 29 年度
総数	102	98
1. 参加できる	54	50
2. 参加できない	48	48
①医師に相談するので参加しない	6	3
②自分でがんばる	9	13
③去年（今までに）参加したので	7	5
④忙しい	18	19
⑤交通手段がない	0	1
⑥その他	8	7

参加できない理由として「忙しい」が最も多く、次いで「自分でがんばる」といった回答が多くありました。また「参加できる」と回答された方全員が特定保健指導を利用した場合においても、特定保健指導実施率の目標値に届かないことがわかります。

(2) 重点課題と目標値

本町の特定健診受診率は 37.6%であることから、受診率の向上は不可欠であり、かかりつけ医との連携や、集団健診・医療機関健診の周知を図ります。また、特定健診受診率の向上のため啓発活動を行います。特に 40 歳から 59 歳の受診者が少なく、要介護認定を受けている 2 号認定率も高いことから、健診受診を勧めていきます。また、通院中であっても健診が必要であることを周知し、かかりつけ医と連携し集団健診・医療機関健診の勧奨を行います。

さらに、20 歳から 39 歳までの成人健診について周知し、青年期から健診に関する意識付けを行います。

①特定健康診査

アウトカム	直近 (平成 28 年)	目標 (平成 35 年)	備考
健診受診率	37.6%	60%	

アウトプット	直近 (平成 28 年)	目標 (平成 35 年)	備考
未受診者健診の受診勧奨通知を出した通数	1,306 通	対象者全数	
未受診者健診の受診者数	65 人	80 人	

②特定保健指導

アウトカム	直近 (平成 28 年)	目標 (平成 35 年)	備考
特定保健指導実施率	28.6%	60%	

アウトプット	直近 (平成 28 年)	目標 (平成 35 年)	備考
健診当日の初回面接の実施	無	有	*第3期(H30)から
動機付け支援相当の実施	無	有	
健診当日初回面接者中、行動計画作成に至った割合	0	70%	

特定保健指導については、本計画（第三期）から次のとおり見直されました。

- ①特定保健指導の実績評価時期 3 か月後でも可とする
- ②初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止
- ③健診当日に結果が揃わなくても、初回面接の分割実施を可能とする
- ④2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当で可
- ⑤積極的支援の対象者への柔軟な運用でのモデル実施の導入
- ⑥通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の事前届出の廃止
(2017年度～)
- ⑦その他の運用の改善

従来から、健診当日に特定保健指導該当の可能性のある方に対し、簡易面接を実施していましたが、実施率 28.6%と、目標値 60%を達成できませんでした。

また、特定保健指導未利用の理由からも「忙しい」が最も多く、「参加できる」と回答された方全員が特定保健指導を利用した場合においても、特定保健指導実施率の目標値に届かないことから、参加希望者のみを対象とした特定保健指導では目標値には至らないことがわかっています。

そこで、第三期の見直しにより、健診当日の初回面接の分割実施、2年目の特定保健指導について、動機付け支援相当の実施を取り入れます。健診当日に初回面接を実施することで、受診者の利便性も向上します。

健診当日に初回面接を行った場合、全ての健診結果から特定保健指導の対象となった方へ電話等で行動計画を完成させることとなります。

(3) 特定健康診査実施計画

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
受診率目標値	40%	44%	48%	52%	56%	60%
普及啓発事業						
受診券にリーフレット同封	○	○	○	○	○	○
広報誌掲載	○	○	○	○	○	○
チラシ配布	○	○	○	○	○	○
ポスター掲示	○	○	○	○	○	○
未受診者に再通知	○	○	○	○	○	○
かかりつけ医からの情報提供目標件数	2件	3件	3件	4件	4件	5件

普及啓発事業実施し、受診率の向上を図ります。また、集団健診だけでなく個別健診の案内や、かかりつけ医からの情報提供も実施している旨周知していきます。